

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 3節 3 37頁</p> <p>1章 5節 第3 41頁</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3 応援・受援体制の整備 (略) なお、<u>職員</u>の<u>応援</u>派遣に当たっては、<u>派遣職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、<u>感染症対策に配慮する。</u> <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 情報収集・伝達体制の強化 第1・第2 (略)</p> <p>第3 災害時非常通信体制の充実強化 市(くらし安心部)及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通話を利用することができない、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う<u>衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク(有線・無線)の多重化等による非常通信体制の充実</u>及び訓練等による実効性の確保に協力する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第6節・第7節 (略)</p> <p>第8節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (1)～(4) (略)</p>	<p>1章 3節 3 37頁</p> <p>1章 5節 第3 41頁</p>	<p>(3) (略)</p> <p>3 応援・受援体制の整備 (略) なお、<u>応援</u>職員の<u>派遣</u>に当たっては<u>_____</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、<u>新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 情報収集・伝達体制の強化 第1・第2 (略)</p> <p>第3 災害時非常通信体制の充実強化 市(くらし安心部)及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は携帯電話が使用できない場合で、他の有線通話を利用することができない、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う<u>_____非常通信体制の整備</u><u>_____</u>充実及び訓練等による実効性の確保に協力する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第6節・第7節 (略)</p> <p>第8節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (1)～(4) (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																																									
1章 8節 第1 47頁	(5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 <u>運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	1章 8節 第1 47頁	(5) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう _____、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。																																										
	第2～第5 (略)		第2～第5 (略)																																										
	第9節 火災予防対策の推進		第9節 火災予防対策の推進																																										
1章 9節 第1 1 51頁	第1 出火防止・初期消火体制の整備 1 一般予防対策 (略) (1) 立入検査等の <u>消防予防行政</u> を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る <u>ほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。</u>	1章 9節 第1 1 51頁	第1 出火防止・初期消火体制の整備 1 一般予防対策 (略) (1) 立入検査等の <u>予防対策</u> を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る _____。																																										
1章 9節 第2 52頁	第2 消防力の強化 ■消防力の現況 (令和 <u>6 (2024)</u> 年4月1日現在)	1章 9節 第2 52頁	第2 消防力の強化 ■消防力の現況 (令和 <u>5 (2023)</u> 年4月1日現在)																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>51台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td><u>224</u>人</td> <td><u>42</u>人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td colspan="2"><u>853</u>人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td colspan="2">55台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1	消防車両数	51台	10台	職員数	<u>224</u> 人	<u>42</u> 人	西脇市消防団			消防団員数	<u>853</u> 人		車両数	55台		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>北はりま消防本部</th> <th>西脇市内のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>署3、出張所7</td> <td>署1、出張所1</td> </tr> <tr> <td>消防車両数</td> <td>51台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td><u>223</u>人</td> <td><u>44</u>人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">西脇市消防団</td> </tr> <tr> <td>消防団員数</td> <td colspan="2"><u>850</u>人</td> </tr> <tr> <td>車両数</td> <td colspan="2">55台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ	消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1	消防車両数	51台	10台	職員数	<u>223</u> 人	<u>44</u> 人	西脇市消防団			消防団員数	<u>850</u> 人		車両数	55台		
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																											
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1																																											
消防車両数	51台	10台																																											
職員数	<u>224</u> 人	<u>42</u> 人																																											
西脇市消防団																																													
消防団員数	<u>853</u> 人																																												
車両数	55台																																												
項目	北はりま消防本部	西脇市内のみ																																											
消防署所数	署3、出張所7	署1、出張所1																																											
消防車両数	51台	10台																																											
職員数	<u>223</u> 人	<u>44</u> 人																																											
西脇市消防団																																													
消防団員数	<u>850</u> 人																																												
車両数	55台																																												

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 12節 第1 3 57頁</p> <p>1章 13節 58頁</p> <p>1章 13節 第1 58頁</p>	<p>1～3 (略) 第10節・第11節 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 第1 緊急輸送路ネットワークの設定 1・2 (略) 3 通行の確保 道路管理者は、<u>道路啓開を実現する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようにするための体制確保に努める。また、</u>緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占有を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 第2・第3 (略) 第13節 避難対策の充実 市(くらし安心部)は、避難に関する体制整備に当たり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 <u>また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。</u> 第1 避難所の指定 (1)～(3) (略) (4) _____感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から市(くらし安心部)・加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (5) 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、_____感染症_____患者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。<u>その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>	<p>1章 12節 第1 3 57頁</p> <p>1章 13節 58頁</p> <p>1章 13節 第1 58頁</p>	<p>1～3 (略) 第10節・第11節 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 第1 緊急輸送路ネットワークの設定 1・2 (略) 3 通行の確保 道路管理者は、_____ _____ _____緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占有を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 第2・第3 (略) 第13節 避難対策の充実 市(くらし安心部)は、避難に関する体制整備に当たり、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 _____ _____ _____ 第1 避難所の指定 (1)～(3) (略) (4) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から市(くらし安心部)・加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (5) 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<u>新型コロナウイルス感染症等</u>感染患者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。_____ _____ _____</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
<p>1章 13節 第10 60頁</p> <p>1章 17節 第2 1 71頁</p>	<p><u>(6) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p>第2～第9 (略)</p> <p>第10 _____感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、市(くらし安心部)は、避難所管理運営マニュアルに _____感染症への対応を適宜反映する。</p> <p>(2) 市(くらし安心部)は、 _____感染症患者の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第14節～第16節 (略)</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害ボランティアの受入事務</p> <p>さらに、日本赤十字社その他の地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との意見交換や研修の場を持つよう努めるとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練(災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等)の実施等により、<u>災害中間支援組織の育成・強化</u>に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1章 13節 第10 60頁</p> <p>1章 17節 第2 1 71頁</p>	<p>(新設)</p> <p>第2～第9 (略)</p> <p>第10 <u>新型コロナウイルス感染症等</u>感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、市(くらし安心部)は、避難所管理運営マニュアルに <u>新型コロナウイルス感染症等</u>感染症への対応を適宜反映する。</p> <p>(2) 市(くらし安心部)は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症患者の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第14節～第16節 (略)</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>1 受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害ボランティアの受入事務</p> <p>さらに、日本赤十字社その他の地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との意見交換や研修の場を持つよう努めるとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練(災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等)の実施 _____に努める。</p> <p>(略)</p>	